

質問と回答【備品購入編】

- Q 1 障がい者や高齢者が使用するベッドの設置は補助対象となるか。
- A 1 「ホテル又は旅館における高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準追補版（P18）」に記載されており、補助対象となります。
- Q 2 電動ベッドと、そのベッドに使用するマットレスをセットで購入する場合、マットレスについても補助対象となるか。
- A 2 購入予定のベッドに対応したマットレスをお持ちでない場合は、マットレスを準備いただいて、初めてベッドとしてご利用いただけるものと考えるので、マットレスの購入も補助対象となります。
- Q 3 段差解消のためのスロープは補助対象となるか。
- A 3 「ホテル又は旅館における高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準追補版（P17）」に記載されており、補助対象となります。
- Q 4 段差解消のために、例えば、「すのこ」のような橋渡しになるものを購入する場合、補助対象となるか。
- A 4 安全性の観点から、基本的には必要な用途の為に製造・販売されている製品を対象としており、スロープの代用品として「すのこ」を購入する場合は補助対象となりません。
- Q 5 車いす対応の送迎車は補助対象となるか。
- A 5 補助金交付要綱第2条2において、「宿泊施設のバリアフリー整備」について、「宿泊施設における障害者、高齢者等の安全・安心を図る事業」と定義しており、交通用具である自動車の購入は、「宿泊施設における障害者、高齢者等の安全・安心を図る事業」と言えないため、補助対象となりません。
- Q 6 歩行器は補助対象となるか。
- A 6 厚生労働省が定める「介護保険における福祉用具」の中に含まれているため、補助対象となります。
- Q 7 階段避難車は補助対象となるか。
- A 7 「ホテル又は旅館における高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準追補版（P40）」に「高齢者・障害者等の特性に対応した避難手段（階段・その他の垂直移動方法）の確保」と記載があるため、補助対象となります。

Q 8 自動開閉式ゴミ箱は補助対象となるか。

A 8 「Aichi-Nagoya2026 アクセシビリティ・ガイドライン (P41)」に記載されているため、補助対象となります。